

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>この手の政策は一度緩めると二度と厳しくできません。信用情報の登録期間を短くすることで対応するなど、他の方法も熟考のうえで再チャレンジに対するポピュリズムでない政策のご検討をお願い致します。</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今回の改正案は、金融機関が個人保証契約を締結する場合に、保証契約の必要性等に関し、事業者に対して詳細な説明を求めるものであり、個人保証そのものを制限する趣旨ではありません。</p>
2	<p>改正案には基本的に賛成ですが、まだ不足している点もあり追加での検討を希望します。</p> <p>経営者保証は、資産の少ない企業にとって非常にメリットの大きい取引慣行です。単純に説明責任を強化することが、経験の少ない経営者を保護し育成するとはいえません。要は、経営者保証に関する正確な知識と金融機関ごとの実績と考え方を丁寧に伝える義務を金融機関側に課していただきたいのです。</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見いただいた追加の説明を求めること、等については金融機関の運用にも関わる話ですので、今後、本改正後の運用状況等も踏まえつつ必要に応じ、検討してまいります。</p>
3	<p>次の3点について考察し反映していただきたい。</p> <p>1. 過半の中小企業経営者は「自らへの規律付け」（借り過ぎない、借りたものは有効に使って必ず返す…）として「経営者保証を当然のこと」と考えている。</p> <p>「活力を阻害」しているどころか、むしろ「活力の源になっている」経営者も多い。だからこそ、長い間にわたって融資取引慣行として定着してきたといえる。</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見いただいた「着眼点」への追記は今後、本改正後の運用状況等も踏まえつつ必要に応じ、検討してまいります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>こうした取引先にどう対応するか、「着眼点」に記載する必要がある。</p> <p>2. 経営者保証が現実に弊害となるのは、「意義」にも例示されておりであるが、筆者は特に次の2点に注目している。</p> <p>ア) 事業承継において後継者が見つかりにくい</p> <p>イ) 事業が行き詰まり連帯保証人として求償される</p> <p>債務者がこうした状況にある場合の「初期対応はどうあるべきか」。「着眼点」に示し導く定めを入れていただきたい。</p> <p>3. 現状、経営者保証を免除している先に対し「金利上乘せ」を条件とするケースがある。これは、資金供給の制限にもつながる対応である。指導監督強化によって、かえって中小企業経営者にこうしたマイナス影響が生じないように、「着眼点」に明記していただきたい。</p>	
4	<p>今回の規制強化は、方向としては望ましいと思う反面、実効性と副作用に懸念があります。</p> <p>経営者保証には、信用力の乏しい経営者でも資金調達ができる、返済条件を緩和できる、経営者に規律が生まれるといった効用がありますが、これら効用に目を向ける意識そのものを減失させてしまう副作用が最も懸念されます。</p> <p>さらに、新規徴求の際の規制強化のみならず、既存契約の見直しも求</p>	<p>今回の改正案は、金融機関が個人保証契約を締結する場合に、保証契約の必要性等に関し、事業者に対して詳細な説明を求めるものであり、個人保証そのものを制限する趣旨ではありません。</p> <p>またご意見としていただいた既存契約の見直しも求めること、については金融機関の運用にも関わる話ですので、今後、本改正後の運用状況等も踏まえつつ必要に応じ、検討してまいります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>めるべきと考えます。</p> <p>経営者保証の規制を強化すると、惰性的な保証徴求は大きく減ると思われるので、規制強化自体には賛成です。</p>	
5	<p>○「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に沿った説明がなされているかを、金融庁が「検証」する仕組み・運用が必要である。</p> <p>○事業者の声が直接、金融庁に届くよう、金融庁ホームページで経営者保証に特化して情報提供できる「フォーム」を設置する必要がある。</p> <p>○金融庁は、2019年度以降「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を主要行等及び地域銀行ごとに公表しているが、今回の監督指針に基づく取組状況についても「見える化」する必要がある。</p>	<p>金融庁においては、今後、経営者保証専用相談窓口を設置し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける予定としております。また、個人保証を徴求した融資のうち、適切な説明をし、結果等を記録した件数を把握する等も実施します。こうしたことで金融機関の対応を検証してまいります。</p>
6	<p>融資を受ける側は、金融機関との関係で常に立場は弱く、金融機関の前では言いなりにならざるを得ない。今回の取組みについては、金融庁が金融機関をモニタリングすることも重要ではあるが、融資を受ける側の実態を直接モニタリングしないと意味がないと思われる。</p>	<p>金融庁においては、今後、経営者保証専用相談窓口を設置し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける予定としております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
7	<p>融資を行う金融機関の立場に比して、融資を申し込む法人の立場は弱いので、今回の改正内容が形骸化して実施されることがないよう、金融庁において金融機関への厳格なモニタリングをお願い致します</p>	<p>金融庁においては、今後、経営者保証専用相談窓口を設置し、事業者等から「金融機関から経営者保証に関する適切な説明がない」などの相談を受け付ける予定としており、金融機関の対応を検証してまいります。</p>
8	<p>融資をする側という優越的な立場に立脚した「個人保証に依存した融資慣行」の撲滅に向けて、金融庁が陣頭指揮を執って強力に取組みを進めて頂きたい。</p> <p>また、過去の融資契約における個人保証についても、見直しを行う対応をお願いしたい。</p>	<p>いただいた既存融資への適用に係るご意見は金融機関の運用にも関わる話ですので、今後、本改正後の運用状況等も踏まえつつ必要に応じ、検討してまいります。</p>
9	<p>今回の監督指針改正案は、その解釈や運用次第では中小企業金融に大きな影響を与えかねないものと思料する。主たる取引先である小規模事業者との融資取引にあたっては、財務等の定量的な要素だけではなく、経営者の資質や信念、技術力など定性的な要素を重視している。今回の監督指針改正に係る当局の運用については、中小企業・小規模事業者の特性を十分踏まえたうえで、地域金融機関の金融仲介機能を阻害することがないようにお願いしたい。</p>	<p>今回の改正案は、金融機関が個人保証契約を締結する場合に、保証契約の必要性等に関し、事業者に対して詳細な説明を求めるものであり、個人保証そのものを制限する趣旨ではありません。</p> <p>金融庁としては、地域金融機関には、不動産担保や個人保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した取組により、金融仲介機能を発揮していただくことが重要と考えているため、金融機関の与信活動に影響を与えないよう本改正の趣旨等をしっかりと伝えてまいります。</p>
10	<p>中小事業者においては経理・資産所有等について、企業と代表者の明確な区分・分離がなされていないケースが多い。このような特性を踏まえ、金融検査マニュアルが廃止となった現在においても、代表者から企業への貸付を自己資本相当額とみなす、代表者個人の預金・有価証券等</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>を企業の返済能力とみなすなどして、中小事業者の債務者区分を行っていることが多い。今回の監督指針改正案がそのような趣旨ではないことは理解しているが、仮に画一的な当局の指導等によって経営者保証の解除が過度に行われることになると、個人の資産背景等を勘案すれば融資が可能な中小事業者についても融資が難しくなり、金融の円滑化に影響が出る懸念される。</p>	
11	<p>現在、金融機関における経営者保証については、中小企業団体及び民間金融団体が協議を重ねて検討した「経営者保証に関するガイドライン」及び「同 Q&A」が重要なメルクマールとして機能している。本監督指針改正に係る当局の運用については、同ガイドライン等の記述内容や水準を十分に踏まえていただくようお願いしたい。</p>	<p>経営者保証に関するガイドラインは全国銀行協会や日本商工会議所が事務局の経営者保証に関するガイドライン研究会が策定したものであり、同ガイドラインそのものの解釈について金融庁として判断することは困難です。</p> <p>一方で、本改正案の運用については、中小企業金融の現場の実態も十分踏まえながら、取り組んでまいります。</p>
12	<p>今回の監督指針改正の趣旨は経営者保証を徴求する際の保証の必要性・解除の可能性に係る説明等であるが、経営者保証徴求の要否については、経営者保証に関するガイドラインを踏まえたうえで、最終的に各金融機関における判断に委ねられているとの理解で良いか。</p>	<p>今回の改正案は、金融機関が個人保証契約を締結する場合に、保証契約の必要性等に関し、事業者に対して詳細な説明を求めるものであり、個人保証そのものを制限する趣旨ではありません。</p> <p>引き続き、個人保証徴求の要否については、各金融機関において判断する事項であると考えております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
13	<p>金融機関の「無保証融資件数」や「無保証割合」をもって優劣の判断等を行うことや、自金融機関の基準にそぐわない形で保証解除を過度に促すことなど、機械的・画一的な取扱いがなされないようお願いしたい。また、こうした運用について財務局にも十分理解されるよう、周知徹底を重ねてお願いしたい。</p>	<p>今回の改正案は、金融機関が個人保証契約を締結する場合に、保証契約の必要性等に関し、事業者に対して詳細な説明を求めるものであり、個人保証そのものを制限する趣旨ではありません。</p> <p>引き続き、個人保証徴求の要否については、各金融機関において判断する事項であると考えております。</p> <p>ご依頼の財務局への周知は重要と考えており、今後周知徹底を図ってまいります。</p>
14	<p>第一に、今回の改正後も、監督指針の関係においても、保証を求めるかどうかや、保証を解除するかどうかは、上述のような「将来に亘って充足すると見込まれる」かどうかという観点という「見込み」の判断も含めた、総合判断」をすれば足りるということか、確認させて下さい。</p> <p>第二に、例えば、経営者等に対しては、経営者保証ガイドラインに記載の「・・・要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する」という「総合判断」が必要となるという点を、「個別具体的内容」（「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的内容」等）の説明に際し丁寧に説明し、当該個別要素の問題が解消された場合には自動的に保証解除となる保証合意ではないこと（「どのような改善を</p>	<p>今回の改正案は、金融機関が個人保証契約を締結する場合に、保証契約の必要性等に関し、事業者に対して詳細な説明を求めるものであり、個人保証そのものを制限する趣旨ではありません。</p> <p>引き続き、個人保証徴求の要否については、各金融機関において判断する事項であると考えております。</p> <p>経済情勢や事業者の業況等は日々変化するものであり、さらに将来のことを断定して伝達することはできないことから、保証契約の変更・解除の説明に関しては、「解除の可能性が高まるか」と記載しております。</p> <p>各金融機関においては上記の趣旨を踏まえた説明がなされるものと考えております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まる」にいう「可能性の高まり」とは、「相対的な高まり」であること)を説明したいと思っております。その当否につき、ご当局のお考えをお聞かせください。</p> <p>第三に、事務負担の軽減のためには、例えば顧客をある程度階層化して、「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的内容」についての具体性等の程度を分けることを考えておりますが、かかる方策の当否につき、ご当局のお考えをお聞かせください。</p> <p>第四に、今回の監督指針改正は、あくまで保証徴求時についての説明等に係るものであり、保証解除時については関連する改正がなく、本件改正が現行実務に直接影響を及ぼすことはないと考えますが、ご当局のお考えをお聞かせください。</p>	<p>事業者等への説明に当たっては、事業者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことが重要であると認識しておりますが、そのための具体的な方法に関しては、各金融機関の判断に属する事項であると考えております。</p> <p>貴見のとおりです。</p>
15	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2-3-2-1-2(2) 1 (丸数字) 二に基づく「商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明」と、同(2) 2 (丸数字) に基づく「契約締結の客観的合理的理由の説明」で、「説明すべき事項」は「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的内容」及び「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容」については、変わらないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>もし変わらない場合、同指針 2-3-2-1-2(2)①は「顧客から説明を求められた」場合の有無にかかわらず、同(2)②を包含するので、同(2)②の改正は（銀行の態勢整備状況の検証を含め）不要ではないでしょうか（必要とされる理由があればご教示ください）。</p> <p>また、同様に中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2-4-2(5)は「という説明を行うことに努めているか」とありますが、これが努力義務の記載であれば、同指針 2-3-2-1-2(2)①ニに包含されるものと思われ、同 2-4-2(5)の改正は不要ではないでしょうか（必要とされる理由があればご教示ください）。</p> <p>今回は、「保証契約の締結時」についての説明・態勢整備を求められるものであり、保証解除を求められた場合の対応等については改正はないという理解でよろしかったでしょうか。</p> <p>指針 2-10-2 は「対応方針」から「取組方針等」と記載されております</p>	<p>同指針 2-3-2-1-2(2)①は「契約の意思形成のために、顧客の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。」のとおり、金融機関が説明する内容に関し記載しております。</p> <p>他方、同指針 2-3-2-1-2(2)②は「顧客の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。」のとおり、金融機関の態勢整備に関し記載しており、趣旨が異なるため、特段の修正は不要と考えております。</p> <p>同指針同 2-4-2(5)は改正案では努力義務の記載となっているところ、他の改正案と平仄を合わせ、「その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うこととしているか。」へ記載を修正いたします。</p> <p>貴見のとおりです。</p> <p>金融庁としては、改めて経営トップを交えて議論していただいた上で、</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>が、金融機関の経営方針として、どのような方向性・具体性のある内容の取組み方針を定めるかは、経営者保証ガイドラインが法令事項でないことを考慮しますと、金融機関の自由という理解でよろしいでしょうか。（究極的には「取り組まない」という「取組方針」でも、よろしいでしょうか。）。</p> <p>一部報道において「金融庁は2023年から、金融機関の中小企業向け融資で経営者が個人で背負う「経営者保証」を実質的に制限する。」といったニュアンスの記載がありますが、今回の改正はあくまで理由説明と記録を求められること、取組方針の公表を求められるものであり、ご当局として、預金取扱金融機関の債権保全への判断・裁量をご制限されるものではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>取組方針等を公表し、その方針をもとに事業者と対話していただくことが個人保証に依存しない融資慣行を確立していくうえで望ましいことであると考えております。</p> <p>貴見のとおりです。</p>
16	<p>1. 総論 （意見等）</p> <p>今回の改正は「経営者保証に関するガイドライン」の記載を超えた対応を求めるものではないことを確認したい。そのうえで、同ガイドラインに沿った適切な対応のもと、合理性が認められる保証契約を締結する場合まで否定するものではないことを周知徹底いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>経営者保証の解除は、対象となる中小企業債務者・保証人におけるガ</p>	<p>経営者保証に関するガイドラインは全国銀行協会や日本商工会議所が事務局の経営者保証に関するガイドライン研究会が策定したものであり、同ガイドラインそのものの解釈について金融庁として判断することは困難です。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>バランスの向上、財務基盤の強化、経営の透明性確保等を通じて進められるべきものであり、経営者保証の解除それ自体を目的とすべきではないため。</p> <p>2.2-3-2-1-2 (2) 1ハ、二同2 2-10-2 (6)「その結果等を書面又は電子的方法で記録」(2、3、7頁)</p> <p>(意見等)</p> <p>記録方法については、各行それぞれの運用で差し支えないとの理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>各行におけるペーパーレス促進や生産性向上の取り組みを妨げないため。</p> <p>3. 2-10-1 意義 (6頁)</p> <p>(意見等)</p> <p>「(中略) その取組方針等を公表することが望ましい。」とあるが、どのような頻度で公表することが望ましいのかご教示いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>明確化を図るため。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>公表頻度を金融庁より示すことは考えておりませんが、方針については状況に応じて、更新することが、個人保証に依存しない融資慣行の実現のために必要と考えております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
17	<p>定量的及び客観的・具体的な目線を示すとあるが、説明する企業の将来の財務内容は勿論、経済情勢及び各行の与信判断基準なども様々変化することが想定される。そのようななか、ある時点の経営者保証に関する説明時において、定量的であったり具体的な数字を示すことで、業者から言質を取られ後の与信判断時に「過去に言われた定量的で具体的な基準を満たしているのではないか」と言われる懸念があり、当該保証には全く賛同できない。</p> <p>主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表） ローマ字 3-3-3-1-2 主な着眼点 （注）「経営者保証に関するガイドライン」第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。 その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。</p>	<p>ご指摘のとおり、経済情勢や事業者の業況等は日々変化するものであり、さらに将来のことを断定して伝達することはできないことから、保証契約の変更・解除の説明に関しては、「解除の可能性が高まるか」と記載しております。</p> <p>また、改正案は、「債務者の状況に応じた内容を説明。」、「可能な限り」、「望ましい」としており、中小企業金融の現場においてトラブルとならない柔軟な対応がなされるものと考えております。</p>
18	<p>【項番一】 該当箇所（※）：総論 （※）該当箇所は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）のものであり、他の一部改正（案）に対する意見等も同様。</p>	<p>今回の改正案では、「『経営者保証に関するガイドライン』第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。」としており、様々な状況を総合的に判断した上で、事業者の理解と納得を得るための説明を金融機関に対して求めるものです。またご指摘のとおり、経済情勢や事業者の業況等は日々変化するものであり、さらに将来のことを断定して伝達することはできないことから、これらを踏まえ、保証</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>意見等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者保証の必要性、解除の道筋を示すことは、保証を徴求する側の責務と考えられ、既に経営者保証ガイドラインにおいて謳われていることから、説明内容の明確化や、監督当局によるモニタリングの方法として記録化を加える点は首肯できる。 ・ 一方、「説明内容の明確化」に関して、経営者保証ガイドラインでは、「法人個人の一体性の解消」「財務基盤の強化」「財務状況の適時適切な情報開示」という3要件が将来に亘って充足されると見込まれる場合に、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や、停止条件または解除条件付保証契約等の代替的な融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえたうえで検討する、とされている。すなわち、経営者保証の徴求は、当該3要件だけをもって判断されるものではなく、様々な状況を総合的に判断したうえで検討がなされるものである。中小企業の状況はそれぞれ異なる中、中小企業に対し、定量的・客観的な統一の目線を示すことは実務的に困難。仮に目線のひとつや例示として示す場合でも、日々対象企業を取り巻く環境が変化する中で、混乱を招くことになりかねない。 ・ また、「説明内容の記録化」に関して、各行における既存の対顧活動の記録化方法は区々であり、その内容や監督当局への報告方法等によって 	<p>契約の変更・解除の説明に関しては、「解除の可能性が高まるか」と記載しております。その中でも、こうした改正の趣旨も踏まえ、事業者の理解と納得を得るために可能な限り客観的・具体的に説明を行っていただきたいと考えております。</p> <p>また、「説明内容の記録化」に関し、具体的な運用に関しては、中小企業金融の現場の実態も十分踏まえた上で、検討させていただきます。</p> <p>今回の改正案は、金融機関が個人保証契約を締結する場合に、保証契約の必要性等に関し、事業者に対して詳細な説明を求めるものであり、個人保証そのものを制限する趣旨ではありません。</p> <p>引き続き、個人保証徴求の要否については、各金融機関において判断する事項であると考えております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>は大きな負担増となる可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、経営者保証の解除が目的化することは、適切な与信判断ができず、結果として信用市場への悪影響を及ぼす懸念が生じる。 	
19	<p>該当箇所：</p> <p>2（ローマ数字）- 3- 2- 1- 2 主な着眼点</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1 商品又は取引の内容及びリスク等に関する説明 <ul style="list-style-type: none"> ニ a、b ○2 契約締結の客観的合理的理由の説明 <ul style="list-style-type: none"> ハ c <p>意見等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注書に「『経営者保証に関するガイドライン』第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。」とあるが、経営者保証ガイドラインのQA5-1では、「目線を示すことが望ましい」とされているのは 	<p>金融庁や中小企業庁における調査においては、金融機関と事業者の経営者保証に関するガイドラインの説明の有無に認識相違が生じている状況となっているところです。金融庁においては、こうした認識相違に対応するため、事業者等の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を金融機関が行う必要があると考えており、今回の改正案では「可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい」としました。こうした改正の趣旨も踏まえ、客観的・具体的の記載のままとさせていただければと思います。</p> <p>なお、ガイドラインのQAの「その他の要素については『債務者の状況に応じて個別に具体的に説明することが求められる』」との記載に基づき説明した内容が、事業者等の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的としたものであれば、監督指針の「その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい」との記載に基づき説明した内</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>「資産・収益力」についてであり、その他の要素については「債務者の状況に応じて個別に具体的に説明することが求められる」とされている。</p> <p>・ 経営者保証ガイドラインのQAの記載と同様「資産・収益力については可能な限り定量的な目線を示すことが望ましい」とし、同QAに記載のない「その他の要素」に関する記載は削除していただきたい。</p>	<p>容と同趣旨のものであると考えております。</p>
20	<p>経営者（保証人）が経営者保証ガイドラインの3要件を満たしていないことを自身で理解している場合であっても、金融機関は経営者（保証人）に詳細な説明をしなければならないのか。顧客との無用なトラブルになることを懸念する。</p>	<p>金融庁や中小企業庁における調査では、金融機関と事業者の経営者保証に関するガイドラインの説明の有無に認識相違が生じている状況となっております。金融庁としては、この認識相違に対応していくために、本改正案を公表したところですので、こうした背景も踏まえ、改正案の適用以降に保証契約を締結する場合には、まずは事業者に対して一度改正内容後の監督指針に基づき説明いただく必要があると認識しております。そのうえで、たとえば、事業者より、説明の簡略化等を求められた場合は、事業者から求められたレベル感での説明で問題ないと考えており、改正案でも</p>
21	<p>監督指針改正案では、『経営者保証に関するガイドライン』に基づき、以下の点（aからc）について・・・具体的に説明を行うこととしているか・・・となっているが、特にaとbは表裏一体であり、状況に応じて「aとc」または「bとc」など、必ずしも「aからc」すべての項目について説明しなくても顧客（主債務者及び保証人）の理解と納得が得られるケースは多いと考えられる。今回の改正の重要な点は、『顧客（主債務者／保証人）の理解と納得』を得たうえで経営者等に保証人になっていただく」ことであり、説明の項目や内容・レベル感は顧客（主債務者及び保証人）の状況に応じて異なるものと理解している</p>	<p>「債務者の状況に応じた説明」とさせていただいたところです。いずれにせよ、金融庁としては、事業者等の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことが重要と認識しております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	が、このような理解で良いか。	
22	<p>監督指針改正案で定める「債務者の状況に応じた内容を説明」に関して、当局としてどのようなレベル感での説明を想定しているのかお教えいただきたい。また、「個別具体的内容」や「定量的」「客観的・具体的な目線」の例を示していただきたい。</p>	<p>事業者等の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことが重要と認識しております。なお、説明内容は事業者ごとに異なると思われるため、説明のレベル感に関する例示を金融庁より示すことは考えておりません。一方で、具体的な運用に関しては、中小企業金融の現場の実態も十分踏まえた上で、検討してまいります。</p>
23	<p>「保証契約の変更・解除の可能性が高まる」ことの説明については、現時点の事業者の状況を踏まえて、行き違いが生じないように丁寧に説明を行うことになるが、事業者によっては保証解除の約束や融資予約の誤認をされて、苦情等が発生する可能性があることをお含みおきいただきたい。</p>	<p>トラブル回避の観点から、「可能性が高まるか」であることを明確にしていたいただこうえ、事業者等の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明が、中小企業金融の現場で実施されるものと考えております。</p>
24	<p>該当箇所：</p> <ul style="list-style-type: none"> 2（ローマ数字）－ 3 業務の適切性 2（ローマ数字）－ 3－ 2 利用者保護等 2（ローマ数字）－ 3－ 2－ 1－ 2 主な着眼点 	<p>説明内容は事業者ごとに異なると思われるため、最低限必要な説明に関する例示を金融庁より示すことと考えておりません。一方で、具体的な運用に関しては、中小企業金融の現場の実態も十分踏まえた上で、検討してまいります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>○1 ハ、ニ</p> <p>意見等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人に対する説明の記録化については、増加する現場の負担軽減や記録内容の必要十分性を担保するため、最低限必要な説明に関する例示等について、金融界との事前の十分な調整をお願いしたい。 	
25	<p>該当箇所：</p> <p>2（ローマ数字）－ 3 業務の適切性</p> <p>2（ローマ数字）－ 3－ 2 利用者保護等</p> <p>2（ローマ数字）－ 3－ 2－ 1－ 2 主な着眼点</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>○1 ハ、ニ</p> <p>意見等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者保証の徴求や解除については、お客さまを取り巻く状況にも応じた柔軟かつきめ細やかな対応をしており、本部において個別事情も踏まえた検証を1件1件行うことは困難。したがって、保証人への説明の状況に係るモニタリング方法や報告内容についてはよく議論させていただきたい。 	<p>ご意見いただいた報告の具体的な運用については、中小企業金融の現場の実態も十分踏まえた上で、検討してまいります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・また、モニタリングで求められる報告内容によっては、システム開発や上記で述べたような行内での検証も含めた態勢整備が必要となる可能性もあり、報告にあたっては十分な協議とリードタイムをお願いしたい。 	
26	<ul style="list-style-type: none"> 2 (ローマ数字) - 3 業務の適切性 2 (ローマ数字) - 3- 2 利用者保護等 2 (ローマ数字) - 3- 2- 1- 2 主な着眼点 <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>意見等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者保証に関しては、すでに経営者保証ガイドラインの活用実績調査等があるため、新たな報告にあたっては、既存報告への項目追加等に対応する等、できるだけ報告負担が増加しないようにしていただきたい。 	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
27	<p>説明の結果等の記録に関して、当局として金融機関に対して集計報告等を求めるのであれば、金融機関の現場の事務負担（システム開発が必要になる場合は、その開発の負担も含む。）が大きくなるよう、ご配慮願いたい。</p>	
28	<p>本改正案を受けてモニタリング報告の様式や項目等を見直す場合には、金融機関における事務等の負担が極力増加しないように配慮していただきたい。もし、項目の追加等により金融機関の負担が増加する場合には、他の報告を削減する等の検討を併せてお願いしたい。</p>	
29	<p>1、制度設計の要望</p> <p>変更契約時にも保証人は署名捺印します。</p> <p>特に元金返済据置等の後ろ向き変更契約の場合、返済期間の長期化や保証金額の漸減ペースの鈍化に繋がるため、これらを保証人として承認することは、一種の保証提供行為に該当します。</p> <p>しかし新規保証徴求時と署名捺印の主旨が異なることは言うまでもありません。</p> <p>金融機関の説明・報告義務は新規保証徴求時に限り、変更契約時は不要である旨を明記した制度にしてもらいたい。</p> <p>（どの金融機関もリスケ先が多いため、当該業務の有無により</p>	<p>監督指針においては、「経営者等と保証契約を締結する場合」としておりますので、融資の変更契約締結時において、新規の保証契約も締結する場合でなければ対象とはなりません。金融庁としては、変更契約締結時においても、事業者等の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明がなされることを期待しております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>事務量が著しく変わる)</p> <p>2、借入理由に応じた設計の要望 事業にも色々あり、専ら資産運用的性格の強い事業も存在します。 (不動産賃貸やソーラー発電所の運営等)</p> <p>当該事業に係る借入に対する保証に『企業の活力を阻害する』面があるとは到底思えず、その他の借入と一緒にするには違和感があります。</p> <p>昨今の低金利環境で、相当な当該事業に係る融資が各金融機関に積みあがっています。</p> <p>当該投資に係る融資は1件あたりの金額が大きくなりがちで、一つの失敗が全事業の失敗にも繋がりがねない危険性を孕んでいます。</p> <p>23年4月以降、既存取引関係を背景に、債務者が当該事業に係る融資に対する保証の免除を金融機関に迫り、金融機関がそれを承諾した場合、投機的な投資が加速しかねません。</p> <p>従業として収益不動産投資等の当該事業に取り組んでいる法人は多いですが、その従業の失敗が本業に波及した場合、制度の主旨と真逆の結果を招く可能性があります。</p> <p>資産運用的な性格の強い事業に関連する融資に関しては本件制度の対象外とする等の対応を取っていただいた方が、我が国の経済に資するか</p>	<p>今回の改正案は、金融機関が個人保証契約を締結する場合に、保証契約の必要性等に関し、事業者に対して詳細な説明を求めるものであり、個人保証そのものを制限する趣旨ではありません。</p> <p>引き続き、個人保証徴求の要否については、各金融機関において判断する事項であると考えております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>と思います。</p>	
30	<p>富裕層個人顧客においては、個人の資産管理のために資産管理会社を設立して、その資産の管理や運用を行ったり、資産の移転を行ったりするケースが多くあります。当該資産管理会社が自社の保有する金融資産や不動産を担保に資産運用に関する融資を受けることがあります。資産管理会社自体には事業実態は無いため、そのオーナーと一体の与信となります。その際、オーナーその他の経営者に連帯保証人となって頂くことが適切と考えています。</p> <p>また、資産管理会社設立当初であれば、オーナー個人の金融資産や不動産を担保に資産管理会社が融資を受け、運用資産の購入をする場合も多くあります。その場合、オーナーは物上保証人になると主に個人として連帯保証人となって頂くのが適切と考えています。経営者保証ガイドラインは、基本的に事業会社向けの事業性融資を想定していると考えておりますので、監督指針の改正後であっても、このような富裕層の資産管理会社への融資に関して、従来どおりの対応が可能でしょうか。</p>	<p>監督指針において、保証契約を締結する場合に説明を求めている対象は中小企業者（個人事業主を含む。）であり、さらに事業性資金の融資の場合としており、本改正後もその取扱いに変更はございません。</p> <p>ご指摘の資産管理会社が中小企業者であり、事業性資金の融資に該当するかは、個別の事案に基づくものであり、各金融機関にて判断いただく事項となりますが、監督指針の対象となる場合は、改正内容後の監督指針に基づき説明いただく必要があると考えております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>具体的には、連帯保証は必要なものであり、変更・解除はできないという説明は可能でしょうか。</p>	
31	<p>「説明した旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録する」とあるが、新しい管理システム等の構築を求めるものでなく、既存の渉外日報や融資面談記録、保証人面談記録などに記録する形で問題ないか。</p> <p>また、そのような既存の記録方法を用いる場合、当該結果等の記録についてシステム等での検索ができない状態でも差し支えないことを念のため確認したい。</p>	<p>ご意見のとおり、新たなシステム等の構築を求めるものではなく、既存の日報等に記録する対応で差し支えありません。</p> <p>また、システム等で検索ができる状態である必要はありませんが、当局や事業者等から確認を求められた場合などには、速やかに当該記録を確認し、場合によっては提出できる態勢を構築する必要があると考えております。</p>
32	<p>社内規程やマニュアルの整備に関して、監督指針改正案の括弧書きで「資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことを含む」とあるが、規程・マニュアルに「定量的」・「客観的・具体的」な目線の内容を定めるといった趣旨ではなく、経営者・保証人への説明時に「目線を示すこと」を規程・マニュアルに定めるといった趣旨の理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりですが、規程・マニュアルに「定量的」・「客観的・具体的」な目線の内容を定めることを排除するものではありません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
33	<p>該当箇所：</p> <p>2（ローマ数字）－ 3－ 2－ 1－ 2 主な着眼点</p> <p>(2) 契約時点等における説明</p> <p>○1 商品又は取引の内容及びリスク等に関する説明</p> <p>ニ b</p> <p>意見等：</p> <p>・本項は「契約時点等における説明」であることから、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか」についても、契約時点等における個別具体的内容を説明する趣旨と理解しているが、相違ないことを確認させていただきたい。</p>	<p>いずれも貴見のとおりです。</p>
34	<p>「可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい」とあるが、示すべき「定量的」または「客観的・具体的」な目線は、経営者保証に関するガイドラインを参照したうえで、当該顧客の特性・状況等を勘案し、各金融機関の判断に委ねられると解釈して良いか。このため、その結果として目線が他の金融機関と異なることとなっても差支えないという理解で良いか。</p>	
35	<p>「保証契約の変更・解除の可能性が高まる」ことの説明は、あくまで</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>保証契約締結時点の状況を踏まえて行うことになる。その後、経営者から保証解除の申出があった場合、金融機関としては、申出時点の経済環境や事業者の経営状況等も踏まえつつ、経営者保証ガイドラインの要件の充足を確認し、要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、経営者保証の解除等を行うという対応で問題ないか。</p>	
36	<p>経営者と限定根保証約定書を締結して、事業者との間で手形貸付や手形割引を行っているケースでは、手形貸付等の実行の都度ではなく、限定根保証契約の締結時に、監督指針で定める説明を行い、その結果を記録するとの理解で良いか。</p>	
37	<p>監督指針改正前に、既に経営者保証を徴求し、融資を実行している場合には、再度の保証契約の必要性・解除の可能性等に係る説明は不要という理解で良いか、念のため確認をさせていただきたい。</p>	
38	<p>「顧客の知識、経験等」については、各金融機関の判断ということで良いか。例えば、経営者である期間や当該金融機関との取引歴をもって判断する金融機関や、経営者との対話の中で認識した融資・保証に関する理解度をもって判断する金融機関など、各金融機関によって異なる基準で差し支えないという理解で良いか。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
39	<p>1. 主な着眼点 (2) 契約時点等における説明 ①商品又は取引内容及びリスク等に係る説明</p> <p>ハ 保証人に対し説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか。については、前文の例えば、最悪のシナリオ即実際に保証履行を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。のとおり、その説明の仕方が口頭で良いのか。書面にしたためて保証人に明示し理解・確認されたうえでその書面又は電子的方法により保証人に署名・捺印を求めることとしたほうが良いのか。</p> <p>2. 主な着眼点 (2) 契約時点等における説明 ①商品又は取引内容及びリスク等に係る説明ニ また、保証人に対し、下記に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録していることとしているか。において、a. およびb. の事項について、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線など個別具体的内容の確認の仕方については、単に保証人に口頭で行ったことを書面又は電子的方法で記録するので良いのか。又は書面にしたためて保証人に明示し理解・確認されたうえでその書面又は電子的方法により保証人に署名・捺印を求めることとしたほうが良いのか。</p>	<p>監督指針に記載のとおり、必ずしも書面により説明を行う必要はなく、保証人への確認方法も、署名・捺印のみならず口頭によるものでも問題ありません。一方、保証人に対して説明した結果等については、書面又は電子的方法により記録する必要があります。</p> <p>同上</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>3. 主な着眼点 (2) 契約時点等における説明 ①商品又は取引内容及びリスク等に係る説明(注)その際、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。とあるが、目線を示すこととする。としたほうが実務面ではすっきりするのではないか。</p> <p>4. 各種ヒアリングの機会等を通じ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等を公表するよう金融機関に促していく。としているが、前文での、その取組方針等を公表することが望ましい。ではなく、その取組方針等を公表することとする。として金融当局として強い姿勢を示すべきである。</p>	<p>事業者等が理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことが重要と考えておりますが、事業者の業況や、理解度等によっては定量的、客観的、具体的な目線を示す必要がない場合やそういった目線を示すことができない場合も想定されるため、望ましいとの記載にしています。</p> <p>経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが必要と考えておりますが、取組方針等の公表はあくまでその目的達成のための手段の一つであること、さらにその内容やガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていく方法は金融機関の創意工夫による対応に委ねられていることも踏まえ、望ましいとの記載にしています。</p>
40	<p>該当箇所：</p> <p>2 (ローマ数字) - 10 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等</p> <p>2 (ローマ数字) - 10- 1 意義</p> <p>意見等：</p> <p>・経営者保証ガイドラインに係る取組方針等について、既に公表している金融機関においては、必要に応じて見直し等の対応は行うものの、必</p>	<p>「経営者保証改革プログラム」も踏まえつつ、改めて経営トップを交えた議論の上、これまで公表していた取組方針等と同様ということであれば、公表内容の変更や再度の公表は不要と考えております。</p> <p>なお、金融庁として特定の事項を盛り込むことを要請することは考えておらず、盛り込む項目等は各金融機関の判断に属する事項と考えております。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ずしも新たに公表し直す必要はないとの理解でよいか。</p> <p>・なお、取組方針等において、定量的・客観的な目線を示すことは実務的に困難であるほか、「無保証件数●件」「無保証割合●%」等の定量的な方針は、経営者保証の解除が目的化し適切な与信判断ができず、結果として信用市場への悪影響が懸念されることから、監督当局としてそのような取組方針の策定を促すことがないようにしていただきたい。</p>	
41	<p>Ⅱ－１０－１およびⅡ－１０－２－（１）の改正案の「取組方針等」に関して、現行の「対応方針」との違いをご教示いただきたい。なお、「取組方針等」に盛り込む項目等は各金融機関の個別判断で差し支えな いか、併せて確認したい。</p>	<p>金融庁としては、金融機関が能動的に個人保証に依存しない融資に取り組むことを期待しており、「取組方針等」へ記載を変更いたしました。</p> <p>個人保証に係る取組方針等について、改めて経営トップを交えて議論していただいた上で、事業者と対話する際のコミュニケーションツールとして利用できるような、わかりやすく、具体的な記載がなされた取組方針等を策定することが重要であると考えているところ、取組方針等の内容については各金融機関により様々であると考えられることから、盛り込む項目等は各金融機関の判断に属する事項と考えております。</p>